

令和6年度新たな住民税非課税等世帯への 給付金（1世帯あたり10万円・こども加算）の ご案内

支給対象

令和6年6月3日に逗子市に住民登録があり、次にあてはまる世帯が給付金の支給対象です。

**世帯全員が令和6年度住民税非課税もしくは
均等割のみ課税となった世帯**

対象外となる世帯

- ・令和5年度逗子市生活支援金（7万円または10万円）や、他自治体の同制度の給付金の支給対象世帯（受給済みのほか、未申請・受給辞退の場合も含む）
- ・住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯

給付額：1世帯あたり10万円

（こども加算）10万円支給対象外の世帯は、こども加算も対象外

**上記10万円の支給対象となった世帯に、18歳以下の児童
（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合**

追加給付額：児童1人あたり5万円

申請期限 令和6年10月31日（木）（消印有効）

詳しくは裏面へ⇒

給付金の申請手続き

I 確認書が届く世帯

世帯全員が、令和5年1月1日以前から返子市にお住まいで、令和5年度及び令和6年度の課税状況を確認できた世帯

- 対象の世帯へは、支給金額等を記載した「給付要件確認書」を送付します。
- 「給付要件確認書」に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類や振込口座確認書類のコピー等）と一緒に **10月31日（木）（消印有効）まで** に社会福祉課支援給付金担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 申請が必要な世帯

世帯の中に、令和5年1月2日から令和6年6月3日までに返子市に転入した方や、住民税未申告の方がいる世帯等

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 「支給申請書（請求書）」に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類や振込口座確認書類のコピー、令和6年度住民税課税（非課税）証明書等）と一緒に、**10月31日（木）（消印有効）までに** 社会福祉課支援給付金担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 支給申請書（請求書）は、ホームページからもダウンロードできます。



住民税非課税世帯等に対する支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場等に都道府県・市区町村や国（の職員）等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

返子市 福祉部社会福祉課 住民税非課税世帯等支援給付金担当
(市役所 1階 8番窓口)

電話：046-872-8130

受付時間：平日8：30～17：00

申請書ダウンロード等

